

社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
社会福祉団体等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精華町において草の根的に取り組まれている先駆的地域福祉推進事業並びに健康づくり等に関する活動に対して、一部助成金を交付することにより、豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的に設置する。

(対象者等)

第2条 社会福祉団体等助成事業（以下「事業」という。）の対象は、町内に拠点があり地域福祉の分野において、自主的かつ継続的に活動している団体（以下「団体」という。）次の各号のいずれにも該当する団体とする。

ただし、当該年度に本会の他の助成事業を受けている場合は、対象外とする。

- (1) 構成員が5人以上からなる団体。
- (2) 営利又は特定の政治・宗教に関する活動を目的としない団体。
- (3) 暴力団または暴力団員の統制の下にない団体。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、団体が活動する上で必要な活動費等の助成に関することとする。

(助成金)

第4条 前条に規定する事業を実施する場合は、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 前項に規定する助成金の額は、申請団体の年間活動費の3分の2の金額を上限とする。
- 3 申請団体が不正行為等により助成金の交付を受けたと認められたときは、交付した額の全部又は一部を本会に返還させることができるものとする。

(実施方法)

第5条 この事業の実施方法は、団体からの申請に基づき、実施するものとする。

(助成申請及び選考方法・交付決定)

第6条 この事業を利用しようとする団体は、社会福祉団体等助成事業助成金交付申請書（別記様式第1号）を精華町社会福祉協議会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による申請を受けた場合は、配分審査委員会等による審査後、速やかに助成金交付の適否を決定し、社会福祉団体等助成事業助成金交付決定通知書（別記様式第2号）又は、社会福祉団体等助成事業助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定を受けた団体は、事業完了後、社会福祉団体等助成事業実績報告書（別記様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 9月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 8月 1日から施行する。

年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会  
会長 様

（申請者）

団 体 名

代表者氏名 ⑩

住 所

電 話 番 号

年度社会福祉団体等助成事業助成金交付申請書

次のとおり事業を実施するにあたり、社会福祉団体等助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請額 金 円

2. 関係書類 年度活動実施計画書  
年度活動収支予算書  
団体概要書・会員名簿  
その他関係書類（会則・規則など）

3. 振込口座

銀行・信用金庫					支店		
普通・当座							
ふりがな 口座名義							

※申請にあたり、団体名義の口座をご記入ください。また、代表者氏名と口座名義が一致しない場合は別紙委任状を添付してください。

年度活動実施計画書

(団体名： )

事業名称			
事業目的			
事業内容			
事業の実施により想定される社会的効果			
事業予定	実施日	実施内容	実施場所
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

(福) 精華町社会福祉協議会

年度活動収支予算書

(団体名： )

(収入)

科 目	金 額	備 考 (積算根拠等)
活動助成金		
自己資金		
合 計		

(支出)

事業別科目	金 額	備 考 (積算根拠等)
合 計		

※収入と支出の合計金額は一致させてください。

※活動助成金は支出合計の2/3以下になるようにしてください。

活動助成金のみでの支出は認められません。



# 会 員 名 簿

団体名

番号	氏 名	町内 在住 在勤	番号	氏 名	町内 在住 在勤
1			1 1		
2			1 2		
3			1 3		
4			1 4		
5			1 5		
6			1 6		
7			1 7		
8			1 8		
9			1 9		
1 0			2 0		

※町内在住または在勤の方は氏名欄の右欄に○をつけてください。

別記様式第2号（第6条関係）

精社協地発第 号  
年 月 日

様

（福）精華町社会福祉協議会  
会 長 印

年度社会福祉団体等助成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました社会福祉団体等助成事業活動助成事業助成金につきまして、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

なお、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 交付方法 貴団体指定口座へ振込
3. 交付日 年 月 日

別記様式第3号（第6条関係）

精社協地発第 号  
年 月 日

様

（福）精華町社会福祉協議会  
会 長 印

年度社会福祉団体等助成事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました社会福祉団体等活動助成事業助成金につきまして、下記のとおり不交付決定しましたので、通知します。

記

【不交付理由】

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会長 様

（申請者）

団 体 名

代表者氏名 ⑩

住 所

電 話 番 号

年度社会福祉団体等助成事業実績報告書

標記につきまして、事業が完了しましたので、社会福祉団体等助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、報告致します。

記

1. 助成金額 金 円

2. 関係書類 年度活動実施報告書  
年度活動収支決算書  
その他関係資料（領収書、会報、活動風景写真など）

年度活動実施報告書

(団体名： )

事業名称			
助成金の 活用方法 と効果			
事業の内容	実施日	実施内容	実施場所
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

年度活動収支決算書

(団体名 : )

(収入)

科 目	金 額	備 考
活動助成金		
合 計		

(支出)

事業別科目	金 額	備 考
合 計		